

## 議案第64号

### 木津川市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部 改正について

木津川市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（平成19年木津川市条例第44号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和元年11月29日提出

木津川市長 河井 規子

#### 提案理由

令和元年8月7日に人事院から国家公務員給与の改定の勧告が行われ、令和元年10月11日に「特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案」が閣議決定されました。これを受け木津川市においても、国と同様に期末手当を改定するため、関連する条例の一部を改正するものです。



木津川市条例第 号

木津川市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部  
を改正する条例（案）

第1条 木津川市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（平成19年木津川市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第5条第2号中「100分の167.5」を「100分の172.5」に改める。

第2条 木津川市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2号中「100分の172.5」を「100分の170」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行し、令和元年12月1日から適用する。ただし、  
第2条の規定は、令和2年4月1日から施行する。

（給与の内扱）

2 改正後の木津川市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定を適用する場合は、改正前の木津川市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内扱とみなす。



参考資料（議案第64号）

木津川市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部

を改正する条例（案）新旧対照表（第1条関係）

(新)	(旧)
第1条～第4条 (略)	第1条～第4条 (略)
(手当)	(手当)
第5条 市長等の地域手当、通勤手当及び期末手当は、次のとおりとする。	第5条 市長等の地域手当、通勤手当及び期末手当は、次のとおりとする。
(1) (略)	(1) (略)
(2) 期末手当 給料の月額、地域手当の月額及び給料の月額に100分の20を乗じて得た額並びに給料の月額及び地域手当の月額の合計額に100分の15を乗じて得た額の合計額に <u>100分の172.5</u> を乗じて得た額とする。	(2) 期末手当 給料の月額、地域手当の月額及び給料の月額に100分の20を乗じて得た額並びに給料の月額及び地域手当の月額の合計額に100分の15を乗じて得た額の合計額に <u>100分の167.5</u> を乗じて得た額とする。
第6条・第7条 (略)	第6条・第7条 (略)

木津川市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部  
を改正する条例（案）新旧対照表（第2条関係）

(新)	(旧)
第1条～第4条 (略)  (手当)	第1条～第4条 (略)  (手当)
第5条 市長等の地域手当、通勤手当及び期末手当は、次のとおりとする。  (1) (略)  (2) 期末手当 給料の月額、地域手当の月額及び給料の月額に100分の20を乗じて得た額並びに給料の月額及び地域手当の月額の合計額に100分の15を乗じて得た額の合計額に <u>100分の170</u> を乗じて得た額とする。	第5条 市長等の地域手当、通勤手当及び期末手当は、次のとおりとする。  (1) (略)  (2) 期末手当 給料の月額、地域手当の月額及び給料の月額に100分の20を乗じて得た額並びに給料の月額及び地域手当の月額の合計額に100分の15を乗じて得た額の合計額に <u>100分の172.5</u> を乗じて得た額とする。
第6条・第7条 (略)	第6条・第7条 (略)